

行政監査結果報告書

第1 監査のテーマ及び目的

1 監査のテーマ

市に事務局を置く任意団体の事務執行について

2 監査の目的（テーマ選定理由）

現在、市から補助金等が交付されている団体で市の所管課に事務局を置いている任意団体が存在している。このことにより、補助金等の交付事務と申請事務、団体の収入・支出等の会計事務等が同一部署で行われることとなり、団体と所管課相互の牽制体制の確保が重要な課題と考えられる。

このようなことから、これらの任意団体における会計事務の執行状況を調査・検証することにより、適切な会計事務の執行の確保及びチェック機能の充実・強化に資することを目的とする。

第2 監査の実施概要

1 監査の実施期間

平成24年11月21日から平成25年2月28日まで

2 監査の対象

平成23年度に事業の実績があり、かつ、平成24年度において庁舎内に事務局を置き、市の職員がその任意団体の事務に従事しており、補助金等を交付されている任意団体（実行委員会を含む）について調査した。

なお、平成23年度に職員課が調査した『職員が管理する各種団体資金管理の見直し調書』において、平成24年8月時点で資金移管した団体については対象外とした。

所管課に任意団体の事務局がある部局別の状況は、次表のとおりである。

【本 庁】

（単位：件）

部 局	課・室名	件数	部 局	課・室名	件数
市民生活部	防 災 安 全 課	2	観光推進部	ジオパーク推進室	1
産 業 部	農 業 振 興 課	2	建 設 部	土 木 課	4
観光推進部	観 光 課	1	教育委員会事務局	生涯学習課	1
	国 際 交 流 課	1	本庁合計件数		12

【支 所】

(単位：件)

部局(支所)	課・室名	件数
鶴来支所	健康福祉課	1
	産業課	2
鳥越支所	産業建設課	2

部局(支所)	課・室名	件数
尾口支所	産業建設課	1
白山ろく分室	教育課	1
支所合計件数		7
本庁・支所合計件数		19

3 監査の方法

監査実施日を定め、市長及び関係機関へ通知するとともに、対象となる団体を所管する所管部署から資料の提出を求め、聴き取り調査等を実施した。

(1) 事前調査

監査委員の監査に先立ち、事務局において市に事務局を置く任意団体の事務執行についての調査票及び関係書類の提出を求め、書類検査（予備検査）及び関係部署職員からの聴き取り調査等を実施した。

(2) 監 査

予備検査及び事前の聞き取り調査をもとに監査委員による監査を実施し、監査結果の調整及び監査委員の合意確認を行なった。

(3) 監査報告書の作成

監査の結果を踏まえ、調査内容の整理集約を行い、監査委員会議の上、報告書を作成した。

4 監査の着眼点

- (1) 補助金の申請及び実績報告等の必要な書類は、整備されているか。
- (2) 会則、会計事務処理規程は整備されているか。また、会則等に基づき事務が執行されているか。
- (3) 団体の預金通帳・印鑑・現金等の管理及び出納事務は、適正に行われているか。
- (4) 監査体制など会計事務におけるチェック体制は、確立しているか。

5 監査を実施した団体

- ・ 白山野々市消防連合会
- ・ 手取川水防事務組合
- ・ 白山市農業活性化協議会
- ・ 白山市地域担い手育成総合支援協議会
- ・ 白山市観光物産協会
- ・ 白山市国際交流協会

- ・ 白山手取川ジオパーク推進協議会
- ・ 石川県直轄国道整備促進部会
- ・ 金沢外環状道路（海側幹線）整備促進期成同盟会
- ・ 手取川流域開発期成同盟会
- ・ 石川海岸整備促進期成同盟会
- ・ 白山市子ども会議運営委員会
- ・ 鶴来高齢者地域敬老事業実行委員会
- ・ つるぎ秋まつり実行委員会
- ・ デサントバードマンカップ実行委員会
- ・ 主要地方道小松鳥越鶴来線改良促進期成同盟会
- ・ 白山鳥越そばまつり実行委員会
- ・ 全国ソーラーラジコンカーコンテスト実行委員会
- ・ 白山しらみね自然体験村実行委員会

第3 監査の結果

市に事務局を置く任意団体の事務執行について監査した結果、おおむね適正と認められた。

行政監査の対象とする団体を把握するため、「調査票」を徴した19団体の調査結果は、以下のとおりである。

所管課に団体事務局がある部局別の状況は、次表のとおりである。

(単位：課、件)

部・局（課・室）名		所管課数	団 体 数			
			負担金 交付団体	補助金 交付団体	委託金 交付団体	合 計
本 庁		7	9	2	1(1)	12(1)
市民生活部	防災安全課	1	2			2
産 業 部	農業振興課	1	2			2
観光推進部	観 光 課	3		1		1
	国際交流課			1	(1)	1(1)
	ジオパーク推進室		1			1
建 設 部	土 木 課	1	4			4
教育委員会	生涯学習課	1			1	1
支 所		5	1	5	1	7
鶴来支所	健康福祉課	2		1		1
	産 業 課			2		2
鳥越支所	産業建設課	1	1	1		2
尾口支所	産業建設課	1		1		1
白山ろく分室	教 育 課	1			1	1
本庁・支所合計件数		12	10	7	2(1)	19(1)

(注) 所管課で該当する任意団体で、市から交付している補助金と委託金が両方該当する場合は、片方を内数として表示した。

1 事務局の設置状況

事務局長(事務局の代表者)の市等における役職は、次表のとおりである。
(単位：団体)

区 分	市 職 員			団体の 代表者	計
	部長	次長	課(室)長		
団体数	0	0	19	0	19

事務局長(事務局の代表者)に所管課の課(室)長が就任している団体は19団体で、全体の100.0%を占めている。

2 収入の状況

市から交付された会費収入、補助金等及び委託料が団体の収入合計に占める割合は、次表のとおりである。

(単位：団体)

区 分	10% 未満	10~30% 未満	30~50% 未満	50~70% 未満	70~90% 未満	90% 以上	計
団体数	3	5	4	2	1	4	19

(注) 補助金と委託金の両方を交付されている1団体は、合計額の割合で集計した。

収入合計に占める割合が90%以上の団体のうち、100%を占める団体は2団体で、全体の10.5%を占めている。

3 団体における通帳等の管理状況

(1) 代表者印の管理状況

代表者印を管理する担当者の状況は、次表のとおりである。

(単位：団体)

区 分	事 務 局			団 体		計
	課(室)長	課長補佐級	係長以下	代表者 (会長)	役 員 (代表者以外)	
団体数	17	0	0	2	0	19

事務局の課(室)長が代表者印を管理する担当者となっている団体は17団体であり、全体の89.5%を占めている。

(2) 通帳の管理状況

通帳を管理する担当者の状況は、次表のとおりである。

(単位：団体)

区 分	事 務 局			団 体		計
	課(室)長	課長補佐級	係長以下	代表者 (会長)	役 員 (代表者以外)	
団体数	6	4	9	0	0	19

事務局の担当が係長以下となっている団体は9団体であり、全体の47.4%を占めている。

(3) 通帳印の管理状況

通帳印を管理する担当者の状況は、次表のとおりである。

(単位：団体)

区 分	事 務 局			団 体		計
	課(室)長	課長補佐級	係長以下	代表者 (会 長)	役 員 (代表者以外)	
団体数	17	0	0	2	0	19

事務局の課(室)長が通帳印を管理する担当者となっている団体は17団体であり、全体の89.5%を占めている。

4 収入・支出事務担当者の状況

(1) 収入事務担当者の状況

収入事務担当者の状況は、次表のとおりである。

(単位：団体)

区 分	事 務 局			団 体		計
	課(室)長	課長補佐級	係長以下	代表者 (会 長)	役 員 (代表者以外)	
団体数	3	4	12	0	0	19

(注) 事務担当者が両方該当する場合は、上位役職の方を表示した。

事務局の担当が係長以下となっている団体は12団体で、全体の63.2%となっている。

(2) 支出事務担当者の状況

支出事務担当者の状況は、次表のとおりである。

(単位：団体)

区 分	事 務 局			団 体		計
	課(室)長	課長補佐級	係長以下	代表者 (会 長)	役 員 (代表者以外)	
団体数	4	5	10	0	0	19

(注) 事務担当者が両方該当する場合は、上位役職の方を表示した。

事務局の担当が係長以下となっている団体は10団体で、全体の52.6%となっている。

なお、収入事務と支出事務を同一の職員が担当している団体は17団体で、全体の89.5%となっている。

5 団体の財産管理の状況

団体財産の有無と管理者の状況は、次表のとおりである。

(単位：団体)

区 分	財産(備品等)の有無			保管場所(有の場合)		
	有	無	計	事務局	団 体	その他
団体数	6	13	19	3	2	1

団体の備品等の財産がある団体は6団体あり、保管場所を事務局としている団体が3団体、団体としている団体が2団体である。

6 団体の監査機関の設置状況

団体の監査機関の設置状況は、次表のとおりである。

(単位：団体)

区 分	有	無	計
団体数	14	5	19

監査機関が設置されている団体は14団体で、全体の73.7%、設置されていない団体は5団体で、全体の26.3%である。

7 団体の規約等の整備状況

(1) 団体の会則等の制定状況

団体の会則等の制定状況は、次表のとおりである。

(単位：団体)

区 分	有	無	計
団体数	18	1	19

会則等が制定されている団体は18団体で、全体の94.7%、制定されていない団体は1団体で、全体の5.3%である。

(2) 決裁規程の制定状況

決裁規程の制定状況は、次表のとおりである。

(単位：団体)

区 分	有	無	計
団体数	3	16	19

決裁規程が制定されている団体は3団体で、全体の15.8%、制定されていない団体は16団体で、全体の84.2%である。

(3) 会計規程の制定状況

会計規程の制定状況は、次表のとおりである。

(単位：団体)

区 分	有	無	計
団体数	4	15	19

会計規程が制定されている団体は4団体で、全体の21.1%、制定されていない団体は15団体で、全体の78.9%である。

(4) 事務局を置く規定状況

事務局を置く規定の有無は、次表のとおりである。

(単位：団体)

区 分	有	無	計
団体数	18	1	19

事務所を置く規定が制定されている団体は18団体で、全体の94.7%、制定されていない団体は1団体で、全体の5.3%である。

8 監査結果及び意見

(1) 団体所有の備品について

備品等の財産がある団体が6団体であった。備品台帳の整備や備品に団体名を記入するなど適切な管理に努められたい。

(2) 監査機関の設置について

監査機関が設置されていない団体が5団体であった。団体の財務会計の適否をチェックし、適正な執行を担保するために必要な機関であるので、早急に整備された。

(3) 会則等の整備について

会則等については、1団体で未整備の状況であった。会則等は団体の設置、運営の根拠規定であるとともに、事務局の設置を明確にするものであるが、団体によっては、事務局を行っている理由として、「旧〇〇町出身の創業者との縁により、〇〇社に協力を得ているため」というように、安易に表現しているケースもあるので、会則等の整備を図られたい。

自治体の負担金額を定めずに支出しているものや、交付基準を定めずに補助金等を支出しているものが全体の約3割にあたる5団体であった。

一層の透明性を図る上から、その根拠を明確化し、金額に関する事項を規約に定めていくことを検討されたい。

(4) 規程の整備について

決裁に関する規定が制定されていないのが16団体、会計に関する規定が制定されていないのが15団体で、未整備の状況が全体的に多い状況であった。

これらの規定は、団体を運営する上で最低限必要であり、また、責任の所在を明確にするとともに、事務執行の処理基準ともなるので、早急に整備されたい。

(5) 補助金等の事務処理について

『団体事務局として補助金等を申請する事務』と『市職員として補助金等を交付する事務』を同一職員が行っている団体が全体の半数以上にあたる12団体あった。相互牽制を図りチェック機能が働くよう、執行体制の見直しを図られたい。

(6) 補助金額の見直しについて

収支残額（翌年度繰越額）が、補助金等を上回っている団体が見受けられる。補助金の算定に当たっては、見直しを行い、妥当な額とされたい。

(7) 印鑑の管理について

代表者印と通帳印を、施錠されていないロッカーに保管している団体がある。事故防止の観点から、早急に施錠出来る箇所で管理されたい。

(8) 委託金について

収入の委託金が事業委託料である団体が見受けられた。事業委託とは、直接遂行すべき事業を直営で処理するものではなく、民間企業や住民団体または個人にその事業を委ねることをいう。

事業委託を行うことにより直営に比べて経費の縮小が期待され、高度な技術を持つ専門業者に委ねることにより事務処理が迅速かつ適格に遂行される期待ができるので、この団体の会長を変更する必要がある。

また監事の一人が職員であるので、合わせてこの団体の役員の見直しが必要である。

なお、監査対象団体の19団体の関係書類等を監査した結果及び意見については、次のとおりである。

【監査を実施した団体の概要等】

・ 白山野々市消防連合会	1 1
・ 手取川水防事務組合	1 3
・ 白山市農業活性化協議会	1 5
・ 白山市地域担い手育成総合支援協議会	1 7
・ 白山市観光物産協会	1 9
・ 白山市国際交流協会	2 1
・ 白山手取川ジオパーク推進協議会	2 3
・ 石川県直轄国道整備促進部会	2 5
・ 金沢外環状道路（海側幹線）整備促進期成同盟会	2 7
・ 手取川流域開発期成同盟会	2 9
・ 石川海岸整備促進期成同盟会	3 1
・ 白山市子ども会議運営委員会	3 3
・ 鶴来高齢者地域敬老事業実行委員会	3 5
・ つるぎ秋まつり実行委員会	3 7
・ デサントバードマンカップ実行委員会	3 9
・ 主要地方道小松鳥越鶴来線改良促進期成同盟会	4 1
・ 白山鳥越そばまつり実行委員会	4 3
・ 全国ソーラーラジコンカーコンテスト実行委員会	4 5
・ 白山しらみね自然体験村実行委員会	4 7

《白山野々市消防連合会》

所管課：市民生活部 防災安全課

1 団体の概要について

白山野々市消防連合会は、消防の崇高な使命を恒久に達成すべく、消防組織法第1条の任務を遂行し及び同法第21条の規定を尊重し、広域的な見地から近代的消防の研鑽と消防精神の達成を実施して、防火思想の普及徹底と火災の根絶を図ることを目的として、平成17年4月1日に設立されたものである。

構成員は、白山市南消防団・白山市北消防団・野々市市消防団の団員で組織され、人数（条例定数）は713人となっている。

2 事務局について

当該団体は、会則等・会計規程・監査する機関は整備されており、規約には「事務所は、本会会長が帰属する自治体に置く。」「本会に監事2名を置き、総会において理事の中から選出する。」と規定されている。

市が事務局を行っている理由は「白山野々市消防連合会の会長が帰属する自治体であるため」としている。

白山市役所組織規則における市民生活部防災安全課の事務分掌には、「消防団に関すること」の規定があり、会議開催事務（通知発送、資料作成、会議録作成）、団体の予算執行事務（収入、支出）、補助金等の申請・交付・実績報告事務を行っている。

なお事務の概要は、白山野々市消防訓練大会の企画・運営、ファイア・フェスティバルの企画・運営、(財)石川県消防協会との事業調整や本連合会会議の調整などである。

事務局の体制は、防災安全課長が事務局長（決裁者）、消防防災係専門員が事務を担当している。

また、職員1人が当該団体の事務に従事する年間延べ時間数は、120時間となっている。（あくまでも概算であり、参考である。）

団体から市への補助金等交付申請事務、市から団体への補助金等交付事務、団体の補助金等収入事務、団体の支出事務、補助金等の実績報告事務の事務担当者は、すべて同一の消防防災係専門員で、事務局長である課長の決裁を得た後に、会長の決裁を得ている。

3 収支状況等について

平成23年度における収支の状況は、次表のとおりである。

(単位：円)

収 入		支 出	
会 費 収 入	0	事 業 費	2,571,357
補助金等(本市分)	2,485,324	人 件 費	0
委託金(本市分)	0	事 務 費	145,907
補助金等(本市以外分)	696,913	そ の 他	560,037
その他(前年繰越,雑収入)	1,081,170	その他()	0
収入合計(A)	4,263,407	支出合計(B)	3,277,301
		収支残額(A-B)	986,106

ここでの補助金等（本市分）は自治体負担金であり、平成23年度の本市負担金額は2,485,324円となっている。

収入合計に占める本市補助金等の割合は、58.3%となっている。

収支残額986,106円は、次年度へ繰り越されている。

通帳等の管理体制については、預金通帳は消防防災係専門員が、代表者印及び通帳印は課長が保管し、通常は両方とも施錠されているなど、適正に管理していると認められた。

帳簿類については、収入及び支出の帳票を作成しているが、現金出納簿は作成していない。なお帳票は、消防防災係専門員の机に保管している。

団体所有の備品は、火点・目印旗・スタンドパイプなどがあり、消防防災係専門員が白山野々市広域消防本部の防災倉庫に保管している。

決裁規程については、整備されていない。

【監査意見】

- 団体の事務や財産管理の基準となる決裁規程が、未整備となっている。早急に整備されたい。
- 団体から市への補助金等交付申請事務、市から団体への補助金等交付事務、団体の補助金等収入事務、団体の支出事務、補助金等の実績報告事務を同じ職員が処理を行っているので、担当者を分けるなど相互牽制が図られる体制となるよう検討されたい。
- 一層の透明性を図る上から、規約に自治体負担金の額に関する事項を定めておくことを検討されたい。
- 確認体制の確立からも、帳票を作成するときに、現金出納簿を作成することを検討されたい。

《手取川水防事務組合》

所管課：市民生活部 防災安全課

1 団体の概要について

手取川水防事務組合は、手取川の水防に関する事務を共同で処理することを目的として昭和33年12月1日に設立されたものである。

構成員は、白山市・野々市市・能美郡川北町・能美市・小松市で組織され、人数は4市1町の議員定数として10人となっている。

2 事務局について

当該団体は、会則等は整備されており、規約には「事務所は、白山市役所内（白山市倉光二丁目1番地）に置く。」と規定されている。

市が事務局を行っている理由は「旧鶴来町が事務局となっていたため」としている。

白山市役所組織規則における市民生活部防災安全課の事務分掌には、「災害対策に関すること」の規定があり、会議開催事務（通知発送、資料作成、会議録作成）、契約事務、予算執行事務（収入・支出）を行っている。

事務局の体制は、防災安全課長が事務局長（決裁者）、課長補佐と消防防災係長及び係員が事務を担当している。

また、職員6人が当該団体の事務に従事する年間延べ時間数は、400時間となっている。（あくまでも概算であり、参考である。）

市から団体への補助金等交付事務、団体の補助金等収入事務、団体の支出事務の事務担当者は、すべて同一の消防防災係の係員で、事務局長である課長の決裁を得た後に、会計管理者の決裁を得ている。

なお会計管理者は、組合長（市長）の補助機関である職員のうちから、組合長が任命することとなっており、ここでは白山市会計管理者である。

3 収支状況等について

平成23年度における収支の状況は、次表のとおりである。

(単位：円)

収 入		支 出	
会 費 収 入	900,000	事 業 費	0
補助金等(本市分)	0	人 件 費	54,300
委託金(本市分)	0	事 務 費	314,436
補助金等(本市以外分)	0	その他()	0
その他(繰越, 預金利子)	427,224	そ の 他	0
収入合計(A)	1,327,224	支出合計(B)	368,736
		収支残額(A-B)	958,488

ここでの会費収入は、手取川水防事務組合に要する経費を、関係市町（4市1町）に分担割合した後に合計した金額で、900,000円である。分担割合は、防護堤防延長割が2.5割、人口割が7.5割で、平成23年度の本市負担金額は412,800円となっている。

収入合計に占める本市会費収入の割合は、31.1%となっている。

収支残額958,488円は、次年度へ繰り越されている。

通帳等の管理体制については、預金通帳は消防防災係の係員が、代表者印と通帳印及び切手（葉書含む）は課長が保管し、通常は両方とも施錠されているなど、適正に管理していると認められた。

帳簿類については、収入及び支出の帳票及び現金出納簿ともに作成しており、課長補佐の机に保管している。

団体所有の備品は、土のう・番線・シート類・鉄杭などがあり、白山市・能美市・川北町にある5箇所の水防倉庫に保管している。

決裁規程・会計規程については、整備されていない。監査する機関については整備されていないが、申し合わせ事項として「監事は2名とし、堤に接していない小松市、野々市市の職員とする。」となっている。

【監査意見】

- 団体の事務や財産管理・会計処理の基準となる決算規程や会計規程が、未整備となっている。また団体の財務会計の適否をチェックし、適正な執行を担保するために必要な監査機関に関する規定は、申し合わせ事項となっている。早急に整備されたい。
- 市から団体への補助金交付事務、団体の補助金収入事務、団体の支出事務を同じ職員が処理を行っているため、担当者を分けるなど相互牽制が図られる体制となるよう検討されたい。
- 収支残額（翌年度繰越額）が、本市及び本市以外の負担金の合計額（会費収入額）を上回っている。会費収入額の算定に当たっては、見直しを行い妥当な額とされたい。

《白山市農業活性化協議会》

所管課：産業部 農業振興課

1 団体の概要について

白山市農業活性化協議会は、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持するために、農業者戸別所得補償制度の推進及びこれを円滑に実施するための行政と農業者団体等の連携体制の構築、戦略作物の生産振興や米の需給調整の推進、地域農業の振興を目的として、平成17年4月28日に設立した白山市地域水田農業推進協議会から承継して、平成23年5月31日に設立されたものである。

構成員は、市・農業協同組合・農業委員会・共済組合・手取川七ヶ用水土地改良区・農業者等で組織され、人数は14人となっている。

2 事務局について

当該団体は、会則等・決裁規程・会計規程・監査する機関は整備されており、規約には「白山市倉光二丁目1番地、白山市産業部農業振興課に事務局を置く。」「監事は2名を置く。」と規定されている。

市が事務局を行っている理由は「国または県補助金等を受け入れている団体であるから」としている。

白山市役所組織規則における産業部農業振興課の事務分掌には、「地域農業の推進に関すること」の規定があり、会議開催事務（通知発送、資料作成）、契約事務、予算執行事務（収入・支出）、補助金等の申請・交付・実績報告事務を行っている。

事務局の体制は、農業振興課長が事務局長（決裁者）、課長補佐と農業育成係長及び係員が事務を担当している。

また、職員3人が当該団体の事務に従事する年間延べ時間数は、2,650時間となっている。（あくまで概算であり、参考である。）

団体から市への補助金等交付申請事務、市から団体への補助金等交付事務、補助金等の実績報告事務の事務担当者は農業育成係長で、団体の補助金等収入事務、団体の支出事務の事務担当者は農業育成係の係員で、事務局長である課長の決裁を得ている。

3 収支状況等について

平成23年度における収支の状況は、次表のとおりである。

(単位：円)

収 入		支 出	
会 費 収 入	0	事 業 費	0
補助金等(本市分)	318,019	委 託 費	11,976,195
委託金(本市分)	0	事 務 費	1,233,090
補助金等(本市以外分)	14,491,019	その他(補助金)	1,600,000
その他(利子)	291	その他(利子返還金)	44
収入合計(A)	14,809,329	支出合計(B)	14,809,329
		収支残額(A-B)	0

ここでの補助金等（本市分）は、新たな米政策推進事業の需給調整事務事業負担金であり、平成23年度の本市負担金額は318,019円となっている。

収入合計に占める本市補助金等の割合は、2.1%となっている。

収支残額は0円である。

通帳等の管理体制については、預金通帳は農業育成係の係員が、代表者印及び通帳印は課長が保管し、通常は両方とも施錠されているなど、適正に管理していると認められた。

帳簿類については、収入及び支出の帳票及び現金出納簿ともに作成しており、農業育成係の係員のロッカーに保管している。

団体所有の備品は、キャビネット・デスク・パソコンなどがあり、農業育成係の係員が松任農業協同組合及び白山農業協同組合に保管している。

【監査意見】

- 団体から市への補助金等交付申請事務、市から団体への補助金等交付事務を同じ職員が処理を行っているので、担当者に分けるなど相互牽制が図られる体制となるよう検討されたい。

《白山市地域担い手育成総合支援協議会》

所管課：産業部 農業振興課

1 団体の概要について

白山市地域担い手育成総合支援協議会は、担い手総合支援事業を実施することにより、地域の実態に即した担い手の明確化及び共有化を推進し、担い手の経営改善支援に取り組むとともに、担い手の育成・確保に向けた地域段階の取組に対する支援を強化し、望ましい農業構造の確立等に資することを目的として平成17年10月26日に設立されたものである。

構成員は、県・白山市・農業協同組合・農業委員会で組織され、人数は9人となっている。

2 事務局について

当該団体は、会則等・決裁規程・会計規程・監査する機関は整備されており、規約には「主たる事務所を白山市産業部農業振興課に置く。」「定数は監事2名とする。」と規定されている。

市が事務局を行っている理由は「国または県補助金等を受け入れている団体であるから」としている。

白山市役所組織規則における産業部農業振興課の事務分掌には、「地域農業の推進に関することの規定があり、会議開催事務（通知発送、資料作成）、予算執行事務（収入・支出）、補助金等の申請・交付・実績報告事務を行っている。

事務局の体制は、農業振興課長が事務局長（決裁者）、課長補佐と農業育成係長及び係員が事務を担当している。

また、職員3人が当該団体の事務に従事する年間延べ時間数は、1,320時間となっている。（あくまで概算であり、参考である。）

団体から市への補助金等交付申請事務、市から団体への補助金等交付事務、補助金等の実績報告事務の事務担当者は農業育成係長で、団体の補助金等収入事務、団体の支出事務の事務担当者は農業育成係の係員で、事務局長である課長の決裁を得ている。

3 収支状況等について

平成23年度における収支の状況は、次表のとおりである。

（単位：円）

収 入		支 出	
会 費 収 入	0	事 業 費	0
補助金等(本市分)	50,000	人 件 費	0
委託金(本市分)	0	事 務 費	57,390
補助金等(本市以外分)	30,739,000	そ の 他	0
その他()	65,802	その他(補助金)	30,739,000
収入合計(A)	30,854,802	支出合計(B)	30,796,390
		収支残額(A-B)	58,412

ここでの補助金等（本市分）は、農業経営基盤強化促進対策費の担い手育成総合支援協議会負担金であり、平成23年度の本市負担金額は50,000円となっている。

収入合計に占める本市補助金等の割合は、0.2%となっている。

収支残額58,412円は、次年度へ繰り越されている。

通帳等の管理体制については、預金通帳は農業育成係の係員が、代表者印及び通帳印は課長が保管し、通常は両方とも施錠されているなど、適正に管理していると認められた。

帳簿類については、収入及び支出の帳票及び現金出納簿ともに作成しており、農業育成係長のロッカーに保管している。

【監査意見】

- 団体から市への補助金等交付申請事務、市から団体への補助金等交付事務を同じ職員が処理を行っているので、担当者を分けるなど相互牽制が図られる体制となるよう検討されたい。

《白山市観光物産協会》

所管課：観光推進部 観光課

1 団体の概要について

白山市観光物産協会は、観光及び物産の振興を図り、郷土の文化・産業のさらなる発展と福祉の増進に寄与することを目的として平成17年7月4日に設立されたものである。

構成員は、松任観光物産協会・美川観光物産協会・鶴来観光協会・白山ろく観光協議会で組織され、人数は332人となっている。

2 事務局について

当該団体は、会則等・監査する機関は整備されており、会則には「事務局を白山市観光推進部観光課内に置く。」「監事は2名を置く。」と規定されている。

市が事務局を行っている理由は「会則に、事務局を白山市観光推進部観光課内に置くと記載してあるから」としている。

白山市役所組織規則における観光推進部観光課の事務分掌には、「観光関係団体の育成指導及び連絡調整に関すること」の規定があり、会議開催事務（通知発送、資料作成、会議録作成）、予算執行事務（収入・支出）、補助金等の申請、補助金等に係る実績報告事務、出向宣伝の事務を行っている。

事務局の体制は、観光課長が事務局長（決裁者）、課長補佐と企画宣伝係長及び係員が事務を担当している。

また、職員4人が当該団体の事務に従事する年間延べ時間数は、100時間となっている。（あくまで概算であり、参考である。）

団体から市への補助金等交付申請事務、市から団体への補助金等交付事務、団体の補助金等の収入事務、団体の支出事務、補助金等の実績報告事務の事務担当者はいずれも同一の企画宣伝係の係員が行い、事務局長である課長の決裁を得ている。

3 収支状況等について

平成23年度における収支の状況は、次表のとおりである。

(単位：円)

収 入		支 出	
会 費 収 入	280,000	事 業 費	836,470
補助金等(本市分)	8,443,000	人 件 費	0
委託金(本市分)	0	事 務 費	78,610
補助金等(本市以外分)	0	そ の 他	2,943,000
その他(前年度繰越)	574,065	その他(管理費)	5,150,000
収入合計(A)	9,297,065	支出合計(B)	9,008,080
		収支残額(A-B)	288,985

ここでの会費収入は、構成員である松任観光物産協会・美川観光物産協会・鶴来観光協会・白山ろく観光協議会からの会費である。

ここでの補助金等（本市分）は、白山市観光物産協会の運営事業補助金・施設管理事業補助金・管理事業補助金であり、平成23年度の本市補助金額は8,443,000円となっている。

交付にあたっては白山市観光物産事業補助金交付要綱及び、白山市観光振興事業補助金交付要綱に基づき交付されている。

収入合計に占める本市補助金等の割合は、90.8%となっている。

収支残額は288,985円であり、次年度へ繰り越されている。

通帳等の管理体制については、預金通帳は企画宣伝係の係員が、代表者印及び通帳印は課長が保管し、通常は両方とも施錠されているなど、適正に管理していると認められた。

帳簿類については、収入及び支出の帳票及び現金出納簿ともに作成しており、企画宣伝係の職員の机に保管している。

決裁規程・会計規程については、整備されていない。

【監査意見】

- 団体の事務や財産管理・会計処理の基準となる決裁規程や会計規程が、未整備となっている。早急に整備されたい。
- 団体から市への補助金等交付申請事務、市から団体への補助金等交付事務、団体の補助金等収入事務、団体の支出事務、補助金等の実績報告事務を同じ職員が処理を行っているので、担当者を分けるなど相互牽制が図られる体制となるよう検討されたい。

《白山市国際交流協会》

所管課：観光推進部 国際交流課

1 団体の概要について

白山市国際交流協会は、白山市と国内外の都市との親善友好を進めるため、教育、文化及び産業の交流を図り、市民間の相互理解を図るとともに、異なる文化的背景を持つ者同士がともに協力しあって地域社会を形成していく多文化共生の地域づくりを推進することを目的として、平成17年2月1日に設立されたものである。

構成員は、普通会员（個人）・特別会員（企業・団体）で組織され、人数は453人となっている。

2 事務局について

当該団体は、会則等・監査する機関は整備されており、規約には「事務局を白山市観光推進部国際交流課に置く。」「監事は2名とする。」と規定されている。

市が事務局を行っている理由は「市主導で設立され、市長等が会長に就き事務局を設けている団体であるから」としている。

白山市役所組織規則における観光推進部国際交流課の事務分掌には、「都市交流及び都市提携に関すること」「国際親善及び国際協力に関すること」「郷土会に関すること」等の規定があり、会議開催事務（通知発送、資料作成、総会準備）、契約事務、予算執行事務（収入、支出）、イベントの準備・運営及び補助金等の申請・実績報告事務を行っている。

事務局の体制は、国際交流課長が事務局長（決裁者）、課長補佐と国際交流係長及び係員が事務を担当している。

また、職員4人が当該団体の事務に従事する年間延べ時間数は、補助金に係る事項が5,889時間、委託金に係る事項が3,926時間となっている。（あくまで概算であり、参考である。）

市から団体への補助金等交付事務の事務担当者は都市交流係長で、団体から市への補助金等交付申請事務、団体の補助金等収入事務、団体の支出事務、補助金等の実績報告事務の事務担当者は都市交流係の係員で、事務局長である課長の決裁を得ている。

3 収支状況等について

平成23年度における収支の状況は、次表のとおりである。

(単位：円)

収 入		支 出	
会 費 収 入	1,200,000	事 業 費	7,579,441
補助金等(本市分)	4,500,000	人 件 費	3,208,654
委託金(本市分)	4,740,180	事 務 費	1,135,953
補助金等(本市以外分)	0	そ の 他	0
その他(寄付金、繰越金等)	2,091,464	その他()	0
収入合計(A)	12,531,644	支出合計(B)	11,924,048
		収支残額(A-B)	607,596

ここでの会費収入は、構成員である普通会員（個人）及び特別会員（企業・団体）の会費である。

ここでの補助金等（本市分）は、白山市国際交流協会事業補助金であり、平成23年度の本市補助金額は4,500,000円となっている。

交付にあたっては、白山市国際交流事業補助金交付要綱に基づき交付されており、同要綱には対象事業の規定があり、補助金の額は、事業に要する経費のうち市長が必要と認めた額となっている。

収入合計に占める本市補助金等の割合は、35.9%となっている。

ここでの委託金（本市分）は、ペンリス市高校生ホームステイ交流受入事業委託料、ボストン町中学生ホームステイ交流受入事業委託料、溧陽市中学生ホームステイ交流受入事業委託料、溧陽市友好訪問団派遣事業委託料、高知県大川村交流事業委託料、国際フレンドシップアート展開催事業委託料、アジアフォーラム・イン・石川開催事業委託料の業務委託料で、平成23年度の本市委託金額は4,740,180円となっており、業務委託料は所管課において設計され、随意契約となっている。

収入合計に占める本市委託金の割合は、37.8%となっている。

また本市の補助金等と委託金の合計金額は9,240,180円で、収入合計額に対する割合は73.7%となっている。

収支残額は607,596円であり、次年度へ繰り越されている。

通帳等の管理体制については、預金通帳及び現金は都市交流係長が、代表者印及び通帳印は課長が保管し、通常は両方とも施錠されているなど、適正に管理していると認められた。

帳簿類については、収入及び支出の帳票及び現金出納簿ともに作成しており、都市交流係の係員のキャビネットに保管している。

団体所有の備品はパソコンがあり、課長補佐が事務室に保管している。

決裁規程・会計規程については、整備されていない。

【監査意見】

- 団体の事務や財産管理・会計処理の基準となる決裁規程や会計規程が、未整備となっている。早急に整備されたい。

《白山手取川ジオパーク推進協議会》

所管課：観光推進部 ジオパーク推進室

1 団体の概要について

白山手取川ジオパーク推進協議会は、白山手取川ジオパークの日本及び世界認定を目指すとともに、世界ジオパークのガイドラインに沿った質の高いものとするため、調査研究及び情報収集を行い、貴重な地質遺産や自然環境を保全し、ジオツーリズムの推進により継続的な地域の活性化と郷土愛の醸成を図ることを目的として、平成22年11月18日に設立されたものである。

構成員は、行政関係・大学及び研究機関関係・教育及び文化団体関係・自治及び市民団体関係・商工及び観光団体関係・農業林業水産業団体関係・交通関係で組織され、人数は約9,000人となっている。

2 事務局について

当該団体は、会則等・決裁規程・会計規程・監査する機関は整備されており、規約には「白山市観光推進部ジオパーク推進室内に事務局を置く。」「監事は2名を置く。」と規定されている。

市が事務局を行っている理由は「市主導で設立され、市長等が会長に就き事務局を設けている団体であることから」としている。

白山市役所組織規則における観光推進部ジオパーク推進室の事務分掌には、「ジオパークに関する事務を処理すること」の規定があり、会議開催事務（通知発送、資料作成、会議録作成）、契約事務、予算執行事務（収入、支出）、イベントの準備・運営、補助金等の申請・実績報告事務及び世界ジオパーク認定に係る事務全般を行っている。

事務局の体制は、室長が事務局長（決裁者）、次長及びジオパーク推進室の係員が事務を担当している。

また、職員5人が当該団体の事務に従事する年間延べ時間数は、3,000時間となっている。（あくまで概算であり、参考である。）

団体から市への補助金等交付申請事務、市から団体への補助金等交付事務、団体の補助金等収入事務、団体の支出事務、補助金等の実績報告事務の事務担当者は、すべて同一のジオパーク推進室の係員で、事務局長である室長の決裁を得ている。

3 収支状況等について

平成23年度における収支の状況は、次表のとおりである。

(単位：円)

収 入		支 出	
会 費 収 入	0	事 業 費	3,565,841
補助金等(本市分)	4,350,000	人 件 費	0
委託金(本市分)	0	事 務 費	1,453,061
補助金等(本市以外分)	0	そ の 他	119,940
その他(寄附,繰越等)	1,080,967	その他()	0
収入合計(A)	5,430,967	支出合計(B)	5,138,842
		収支残額(A-B)	292,125

ここでの補助金等（本市分）は、白山手取川ジオパーク推進協議会負担金と多様な担い手による協働モデル事業補助金である。

平成23年度の本市負担金額は3,550,000円で、収入合計に占める本市負担金の割合は、65.4%となっている。

平成23年度の本市補助金額は800,000円で、交付にあたっては白山市補助金交付規則に基づき交付されており、収入合計に占める本市補助金の割合は、14.7%となっている。

なお本市の負担金と補助金の合計金額は4,350,000円で、収入合計額に対する割合は80.1%となっている。

収支残額は292,125円であり、次年度へ繰り越されている。

通帳等の管理体制については、預金通帳、現金及び切手（葉書含む）は次長が保管して施錠されているが、代表者印及び通帳印は室長がロッカーで保管しており、施錠されていない。

帳簿類については、収入及び支出の帳票を作成しているが、現金出納簿は作成していない。なお帳票は、ジオパーク推進室の係員の机に保管している。

【監査意見】

- 団体から市への補助金等交付申請事務、市から団体への補助金等交付事務、団体の補助金等収入事務、団体の支出事務、補助金等の実績報告事務を同じ職員が処理を行っているので、担当者を分けるなど相互牽制が図られる体制となるよう検討されたい。
- 代表者印及び通帳印がロッカーで保管され、施錠がされていない。事故防止の観点から、早急に施錠が出来る箇所で管理されたい。
- 確認体制の確立の上からも、帳票を作成するときに、現金出納簿を作成することを検討されたい。

《石川県直轄国道整備促進部会》

所管課：建設部 土木課

1 団体の概要について

石川県直轄国道整備促進部会は、県下直轄国道の整備改善を促進することを目的として、昭和43年8月28日に設立されたものである。

構成員は、国道の沿線市町・陸運業、交通業並びに建設業関係の協会で組織され、人数は19人となっている。

2 事務局について

当該団体は、会則等・監査する機関は整備されており、会則には「この部会の事務局は、会長又は副会長の所在する地に置く。」「監事は2名を置く。」と規定されている。

市が事務局を行っている理由は「事務局は、会長又は副会長の所在する地に置く」と記載してあるから」としている。

白山市役所組織規則における建設部土木課の事務分掌には、「国道及び県道の連絡整備に関すること」「道路及び街路の管理に関すること」の規定があり、総会、提言活動、研修会等の事務を行っている。

事務局の体制は、土木課長が事務局長（決裁者）、道路管理係長及び係員が事務を担当している。

また、職員2人が当該団体の事務に従事する年間延べ時間数は、150時間となっている。（あくまで概算であり、参考である。）

団体の支出事務の事務担当者は道路管理係長と係員で、団体の補助金等収入事務の事務担当者は道路管理係の係員で、事務局長である課長の決裁を得ている。

3 収支状況等について

平成23年度における収支の状況は、次表のとおりである。

(単位：円)

収 入		支 出	
会 費 収 入	802,500	事 業 費	1,073,235
補助金等(本市分)	0	人 件 費	0
委託金(本市分)	0	事 務 費	562,651
補助金等(本市以外分)	150,000	そ の 他	0
その他(繰越, 雑収入)	5,175,389	その他()	0
収入合計(A)	6,127,889	支出合計(B)	1,635,886
		収支残額(A-B)	4,492,003

ここでの会費収入は、構成員である国道沿線市町・陸運業・交通業並びに建設業関係協会の部会費で、合計金額は802,500円であるが、平成23年度の本市負担金額は60,000円となっている。

収入合計に占める本市会費収入の割合は、1.0%となっている。

収支残額は4,492,003円であり、次年度へ繰り越されている。

通帳等の管理体制については、預金通帳及び切手（葉書含む）は道路管理系の係員が、代表者印及び通帳印は課長が保管し、通常は両方とも施錠されているなど、適正に管理していると認められた。

帳簿類については、収入及び支出の帳票及び現金出納簿ともに作成しており、道路管理系の係員の保管庫に保管している。

団体所有の備品はキャリーバック（提言活動時使用）があり、課長が事務室内に保管している。

決算規程・会計規程については、整備されていない。

【監査意見】

- 団体の事務や財産管理・会計処理の基準となる決裁規程や会計規程が未整備となっている。早急に整備されたい。
- 一層の透明性を図る上から、会則等に特別会費（自治体負担金）の額に関する事項を定めておくことを検討されたい。
- 収支残額（翌年度繰越額）が、本市及び本市以外の負担金の合計額《会費収入額》と本市以外の補助金をたした金額を上回っている。会費収入額の算定に当たっては、見直しを行い妥当な額とされたい。

《金沢外環状道路（海側幹線）整備促進期成同盟会》

所管課：建設部 土木課

1 団体の概要について

金沢外環状道路（海側幹線）整備促進期成同盟会は、金沢外環状道路（海側幹線）の整備事業の促進を図り、安全且つ円滑な交通の確保に寄与することを目的として昭和63年12月24日に設立されたものである。

構成員は、金沢市・白山市・野々市市・各市議会議員・石川県・国会議員・県議会議員・事業所組合等で組織され、人数は34人となっている。

2 事務局について

当該団体は、会則等・監査する機関は整備されており、規約には「事務局は、会長又は副会長の所在する地に置く。」「監事は若干名を置く。」と規定されている。

市が事務局を行っている理由は「事務局は、会長又は副会長の所在する地に置く」と記載してあるから」としている。

白山市役所組織規則における建設部土木課の事務分掌には、「国道及び県道の連絡整備に関する事」「道路及び街路の管理に関する事」の規定があり、総会、提言活動等の事務を行っている。

事務局の体制は、土木課長が事務局長（決裁者）、課長補佐及び道路管理係の係員が事務を担当している。

また、職員2人が当該団体の事務に従事する年間延べ時間数は、100時間となっている。（あくまで概算であり、参考である。）

団体の補助金等収入事務の事務担当者は道路管理係の係員で、団体の支出事務の事務担当者は課長補佐と道路管理係の係員で、事務局長である課長の決裁を得ている。

3 収支状況等について

平成23年度における収支の状況は、次表のとおりである。

（単位：円）

収 入		支 出	
会 費 収 入	720,000	事 業 費	531,130
補助金等(本市分)	0	人 件 費	0
委託金(本市分)	0	事 務 費	4,751
補助金等(本市以外分)	0	そ の 他	0
その他(繰越, 雑収入)	623,197	その他()	0
収入合計(A)	1,343,197	支出合計(B)	535,881
		収支残額(A-B)	807,316

ここでの会費収入は、構成員である金沢市・白山市・野々市市・各市議会議員・石川県・国会議員・県議会議員並びに事業所組合等の期成同盟会負担金で、合計金額は720,000円であるが、平成23年度の本市負担金額は247,000円となっている。

収入合計に占める本市会費収入の割合は、18.4%となっている。

収支残額は807,316円であり、次年度へ繰り越されている。

通帳等の管理体制については、預金通帳及び切手（葉書含む）は道路管理系の係員が、代表者印及び通帳印は課長が保管し、通常は両方とも施錠されているなど、適正に管理していると認められた。

帳簿類については、収入及び支出の帳票及び現金出納簿ともに作成しており、道路管理系の係員の保管庫に保管している。

決算規程・会計規定については、整備されていない。

【監査意見】

- 団体の事務や財産管理・会計処理の基準となる決裁規程や会計規程が未整備となっている。早急に整備されたい。
- 一層の透明性を図る上から、会則等に経費の支弁（自治体負担金）の額に関する事項を定めておくことを検討されたい。
- 収支残額（翌年度繰越額）が、会費収入金額を上回っている。会費収入額の算定に当たっては、見直しを行い妥当な額とされたい。

《手取川流域開発期成同盟会》

所管課：建設部 土木課

1 団体の概要について

手取川流域開発期成同盟会は、手取川流域開発を促進することを目的として昭和22年7月1日に設立されたものである。

構成員は、白山市・能美市・小松市・野々市市・能美郡川北町・各市町議会議長・賛助会員（事業所）で組織され、人数は13人となっている。

2 事務局について

当該団体は、会則等・監査する機関は整備されており、規約には「事務所は、会長の所在する市町の事務所に置く。」「監事は若干名を置く。」と規定されている。

市が事務局を行っている理由は「事務局は、会長の所在する市町の事務所に置くと記載してあるから」としている。

白山市役所組織規則における建設部土木課の事務分掌には、「河川及び海岸に関する事」「河川等の管理に関する事」「手取川ダムとの連絡に関する事」の規定があり、会議及び研修開催事務（通知発送、資料作成、会議録作成）、予算執行事務（収入・支出）、補助金の申請事務、補助金に係る実績報告事務、啓発事業の準備・運営の事務を行っている。

事務局の体制は、土木課長が事務局長（決裁者）、課長補佐と河川砂防係長及び係員が事務を担当している。

また、職員5人が当該団体の事務に従事する年間延べ時間数は、180時間となっている。（あくまで概算であり、参考である。）

団体の補助金等収入事務、団体の支出事務の事務担当者は河川砂防係長で、事務局長である課長の決裁を得ている。

3 収支状況等について

平成23年度における収支の状況は、次表のとおりである。

(単位：円)

収 入		支 出	
会 費 収 入	1,600,000	事 業 費	1,568,232
補助金等(本市分)	0	人 件 費	0
委託金(本市分)	0	事 務 費	41,174
補助金等(本市以外分)	493,000	その他(負担金)	65,000
その他(繰越、雑収入)	1,042,673	その他(積立金)	300,000
収入合計(A)	3,135,673	支出合計(B)	1,974,406
		収支残額(A-B)	1,161,267

ここでの会費収入は、構成員である白山市・能美市・小松市・野々市市・能美郡川北町・各市町議会議長並びに事業所の賛助会員の期成同盟会負担金で、合計金額は1,600,000円であるが、平成23年度の本市負担金額は608,150円となっている。

収入合計に占める本市会費収入の割合は、19.4%となっている。

収支残額は1,161,267円であり、次年度へ繰り越されている。

通帳等の管理体制については、預金通帳及び切手（葉書含む）は河川砂防係長が、代表者印及び通帳印は課長が保管し、通常は両方とも施錠されているなど、適正に管理していると認められた。

帳簿類については、収入及び支出の帳票及び現金出納簿ともに作成しており、河川砂防係長の保管庫に保管している。

決算規程・会計規程については、整備されていない。

【監査意見】

- 団体の事務や財産管理・会計処理の基準となる決裁規程や会計規程が未整備となっている。早急に整備されたい。
- 一層の透明性を図る上から、会則等に会費（自治体負担金）・入会金の額に関する事項を定めておくことを検討されたい。

《石川海岸整備促進期成同盟会》

所管課：建設部 土木課

1 団体の概要について

石川海岸整備促進期成同盟会は、海岸侵食防止対策及び海岸の環境整備事業を促進し、国土の保全に期するとともに、民生の安定化に寄与することを目的として昭和54年4月1日に設立されたものである。

構成員は、白山市・能美市・小松市・加賀市・各市議会議員及び議員で組織され、人数は19人となっている。

2 事務局について

当該団体は、会則等・監査する機関は整備されており、規約には「事務所は、会長の所在する市の事務所に置く。」「監事は若干名を置く。」と規定されている。

市が事務局を行っている理由は「事務所は、会長の所在する市の事務所に置くと記載してあるから」としている。

白山市役所組織規則における建設部土木課の事務分掌には、「河川及び海岸に関する事」の規定があり、会議及び研修開催事務（通知発送、資料作成、会議録作成）、提言活動事務（通知発送、資料作成）、予算執行事務（収入・支出）の事務を行っている。

事務局の体制は、土木課長が事務局長（決裁者）、課長補佐と河川砂防係長及び係員が事務を担当している。

また、職員5人が当該団体の事務に従事する年間延べ時間数は、160時間となっている。（あくまで概算であり、参考である。）

団体の補助金等収入事務、団体の支出事務の事務担当者は河川砂防係長で、事務局長である課長の決裁を得ている。

3 収支状況等について

平成23年度における収支の状況は、次表のとおりである。

(単位：円)

収 入		支 出	
会 費 収 入	1,000,000	事 業 費	857,760
補助金等(本市分)	0	人 件 費	0
委託金(本市分)	0	事 務 費	32,207
補助金等(本市以外分)	0	その他(分担金)	40,000
その他(繰越、雑収入)	2,372,509	そ の 他	0
収入合計(A)	3,372,509	支出合計(B)	929,967
		収支残額(A-B)	2,442,542

ここでの会費収入は、構成員である白山市・能美市・小松市・加賀市並びに各市議会議員及び議員の期成同盟会負担金で、合計金額は1,000,000円であるが、平成23年度の本市負担金額は374,700円となっている。収入合計に占める本市会費収入の割合は、11.1%となっている。収支残額は2,442,542円であり、次年度へ繰り越されている。通帳等の管理体制については、預金通帳及び切手（葉書含む）は河川砂防係長が、代表者印及び通帳印は課長が保管し、通常は両方とも施錠されているなど、適正に管理していると認められた。帳簿類については、収入及び支出の帳票及び現金出納簿ともに作成しており、河川砂防係長の保管庫に保管している。団体所有の備品はICレコーダーがあり、課長が事務室内に保管している。決算規程・会計規程については、整備されていない。

【監査意見】

- 団体の事務や財産管理・会計処理の基準となる決裁規程や会計規程が未整備となっている。早急に整備されたい。
- 一層の透明性を図る上から、会則等に経費（自治体負担金）の額に関する事項を定めておくことを検討されたい。
- 収支残額（翌年度繰越額）が、会費収入金額を上回っている。会費収入額の算定に当たっては、見直しを行い妥当な額とされたい。

《白山市子ども会議運営委員会》

所管課：教育委員会事務局 生涯学習課

1 団体の概要について

白山市子ども会議運営委員会は、白山市子どもの権利に関する条例の施行に伴い、子どもの視点から身近な社会の問題等について考え、課題解決に向けた議論を行い、子どもの意見として社会に表明する機会とするための白山市子ども会議を開催するにあたり、その運営を行うため、「白山市子ども会議運営委員会」を組織することを目的として平成22年5月1日に設立されたものである。

構成員は、子ども会議指導スタッフ・学校教員・関係行政機関の職員で組織され、人数は9人となっている。

2 事務局について

当該団体は、会則等は整備されており、要項には「運営委員会の庶務は、白山市教育委員会事務局生涯学習課において処理する。」と規定されている。

市が事務局を行っている理由は「白山市子どもの権利に関する条例に基づく会議であり、企画・運営のサポート及び庶務的な事務の処理が必要であるから」としている。

白山市教育委員会事務局組織規則における教育委員会事務局生涯学習課の事務分掌には、「青少年教育及び家庭教育に関すること」「青少年教育団体の育成及び指導に関すること」の規定があり、子ども会議の企画・運営のサポート、現金出納、通帳等の管理などの事務を行っている。

事務局の体制は、生涯学習課長が事務局長（決裁者）、課長補佐及び青少年育成係の係員が事務を担当している。

また、職員2人が当該団体の事務に従事する年間延べ時間数は、30時間となっている。（あくまで概算であり、参考である。）

団体の補助金等収入事務、団体の支出事務の事務担当者は青少年育成係の係員で、事務局長である課長の決裁を得ている。

3 収支状況等について

平成23年度における収支の状況は、次表のとおりである。

(単位：円)

収 入		支 出	
会 費 収 入	0	事 業 費	85,946
補助金等(本市分)	0	人 件 費	0
委託金(本市分)	144,000	事 務 費	25,054
補助金等(本市以外分)	0	そ の 他	33,000
その他()	0	その他()	0
収入合計(A)	144,000	支出合計(B)	144,000
		収支残額(A-B)	0

ここでの委託金（本市分）は、白山市子ども会議事業委託料で、平成23年度の本市委託金額は144,000円となっており、業務委託料は所管課において設計され、随意契約となっている。

収入合計に占める本市委託金の割合は、100.0%となっている。

収支残額は0円である。

通帳等の管理体制については、預金通帳は課長補佐が、代表者印及び通帳印は課長が保管し、通常は両方とも施錠されているなど、適正に管理していると認められた。

帳簿類については、収入及び支出の帳票を作成しているが、現金出納簿は作成していない。なお帳票は、青少年育成係の係員の机に保管している。

決裁規程・会計規程・監査する機関については、整備されていない。

【監査意見】

- 団体の事務や財産管理・会計処理の基準となる決裁規程や会計規程が、未整備となっている。また団体の財務会計の適否をチェックし、適正な執行を担保するために必要な監査機関に関する規定も無い状態である。早急に整備されたい。
- 確認体制の確立からも、帳票を作成するときに、現金出納簿を作成することを検討されたい。

《鶴来高齢者地域敬老事業実行委員会》

所管課：鶴来支所 健康福祉課

1 団体の概要について

鶴来高齢者地域敬老事業実行委員会は、多年にわたり社会に寄与してきた高齢者を敬愛し、その労をねぎらうとともに、益々の健康な長寿を祝う「高齢者地域敬老事業」を実施することを目的として平成17年6月1日に設立されたものである。

構成員は、民生委員・町会長・公民館長・ボランティア団体長・老人会で組織され、人数は9人となっている。

2 事務局について

当該団体は、会則等は整備されており、要綱には「委員会に係わる事務は白山市鶴来支所健康福祉課において行う。」と規定されている。

市が事務局を行っている理由は「旧鶴来町の時より、町が事業主体で鶴来町単位で行っており、その後も継続して旧鶴来町単位で実施しているから」としている。

白山市支所設置条例施行規則における鶴来支所健康福祉課の事務分掌には、「高齢者福祉に関すること」の規定があり、開催に係る実行委員会・行事・会計事務等、補助金申請・実績事務全般の事務を行っている。

事務局の体制は、健康福祉課長が事務局長（決裁者）、健康福祉課主幹が事務を担当している。

また、職員2人が当該団体の事務に従事する年間延べ時間数は、265時間となっている。（あくまで概算であり、参考である。）

団体から市への補助金等交付申請事務、市から団体への補助金等交付事務、団体の補助金等収入事務、団体の支出事務、補助金等の実績報告事務の事務担当者は、すべて同一の主幹で、事務局長である課長の決裁を得ている。

3 収支状況等について

平成23年度における収支の状況は、次表のとおりである。

(単位：円)

収 入		支 出	
会 費 収 入	0	事 業 費	3,148,000
補助金等(本市分)	3,148,000	人 件 費	0
委託金(本市分)	0	事 務 費	0
補助金等(本市以外分)	0	そ の 他	0
その他(繰越, 雑収入)	0	その他()	0
収入合計(A)	3,148,000	支出合計(B)	3,148,000
		収支残額(A-B)	0

ここでの補助金等（本市分）は、高齢者地域敬老事業補助金であり、鶴来地域の鶴来地区・一ノ宮地区・蔵山地区・林地区・館畑地区を合計した金額で、平成23年度の本市補助金額は3,148,000円となっている。

交付にあたっては白山市補助金交付規則に基づき交付されている。

収入合計に占める本市補助金の割合は、100.0%となっている。

収支残額は0円である。

通帳等の管理体制については、預金通帳と代表者印及び通帳印は課長が保管し、通常は施錠されているなど、適正に管理していると認められた。

帳簿類については、収入及び支出の帳票を作成しているが、現金出納簿は作成していない。なお帳票は、主幹が保管している。

決算規程・会計規程・監査する機関については、整備されていない。

【監査意見】

- 団体の事務や財産管理・会計処理の基準となる決裁規程や会計規程が、未整備となっている。また団体の財務会計の適否をチェックし、適正な執行を担保するために必要な監査機関に関する規定も無い状態である。早急に整備されたい。
- 団体から市への補助金等交付申請事務、市から団体への補助金等交付事務、団体の補助金等収入事務、団体の支出事務、補助金等の実績報告事務を同じ職員が処理を行っているので、担当者を分けるなど相互牽制が図られる体制となるよう検討されたい。
- 確認体制の確立からも、帳票を作成するときに、現金出納簿を作成することを検討されたい。

《つるぎ秋まつり実行委員会》

所管課：鶴来支所 産業課

1 団体の概要について

つるぎ秋まつり実行委員会は、古くから地域に根ざした伝統の祭りと時代に調和した新しい祭りの相乗効果を図りながら、祭りを通じた住民のふる里への愛情と誇りの醸成、また地域外からの誘客推進による地域経済の活性化を目的とした祭りを実施することを目的として平成21年8月1日に設立されたものである。

構成員は、各種団体の代表で組織され、人数は10人となっている。

2 事務局について

当該団体は、会則等は整備されており、要項には「委員会に係わる事務は、白山市鶴来支所産業課において行う。」と規定されている。

市が事務局を行っている理由は「委員会に係わる事務は、白山市鶴来支所産業課において行うと記載してあるから（支所主導）」としている。

白山市支所設置条例施行規則における鶴来支所産業課の事務分掌には、「観光振興に関すること」の規定があり、会議開催事務、契約事務、予算執行事務、補助金の申請事務、補助金等に係る実績報告事務、イベントの連絡調整、イベントの一部運営を行っている。

事務局の体制は、鶴来支所産業課長が事務局長、課長補佐と商工観光係長及び係員が事務を担当している。

また、職員4人が当該団体の事務に従事する年間延べ時間数は、120時間となっている。（あくまでも概算であり、参考である。）

団体から市への補助金等交付申請事務、市から団体への補助金等交付事務、補助金等の実績報告事務の事務担当者は商工観光係長と係員で、団体の補助金等収入事務、団体の支出事務の事務担当者は商工観光係の係員で、事務局長である課長の決裁を得た後に、支所長の決裁を得ている。

3 収支状況等について

平成23年度における収支の状況は、次表のとおりである。

(単位：円)

収 入		支 出	
会 費 収 入	0	事 業 費	13,163,932
補助金等(本市分)	5,000,000	人 件 費	367,349
委託金(本市分)	0	事 務 費	376,500
補助金等(本市以外分)	8,744,000	そ の 他	0
その他(繰越, 雑収入)	168,019	その他()	0
収入合計(A)	13,912,019	支出合計(B)	13,907,781
		収支残額(A-B)	4,238

ここでの補助金等（本市分）は、ふるさと秋まつり事業補助金であり、平成23年度の本市補助金額は5,000,000円となっている。

交付にあたっては白山市補助金交付規則に基づき交付されている。

収入合計に占める本市補助金等の割合は、35.9%となっている。

収支残額は4,238円であり、次年度へ繰り越されている。

通帳等の管理体制については、預金通帳は商工観光係の係員が、代表者印及び通帳印は課長が保管し、通常は両方とも施錠されているなど、適正に管理していると認められた。

帳簿類については、収入及び支出の帳票を作成しているが、現金出納簿は作成されていない。なお帳票は、商工観光係の係員の机に保管されている。

決算規程・会計規程・監査する機関については、整備されていない。

【監査意見】

- 団体の事務や財産管理・会計処理の基準となる決裁規程や会計規程が、未整備となっている。また団体の財務会計の適否をチェックし、適正な執行を担保するために必要な監査機関に関する規定も無い状態である。早急に整備されたい。
- 団体から市への補助金等交付申請事務、市から団体への補助金等交付事務を同じ職員が処理を行っているので、担当者を分けるなど相互牽制が図られる体制となるよう検討されたい。
- 確認体制の確立の上からも、帳票を作成するときに、現金出納簿を作成することを検討されたい。

《デサントバードマンカップ実行委員会》

所管課：鶴来支所 産業課

1 団体の概要について

デサントバードマンカップ実行委員会は、昭和57年頃に愛好家が実施していたスカイスports大会が、平成19年度からハンググライダー大会及びパラグライダー大会へと変わった。また獅子吼高原及び鶴来を、もっと全国に発信することを目的として昭和57年7月に設立されたものである。

構成員は、スカイスports愛好者で組織され、人数は7人となっている。

2 事務局について

当該団体は任意組織につき、会則等・決裁規程・会計規程・監査する機関は整備されていない。

市が事務局を行っている理由は「旧鶴来町出身のデサントの創業者との縁により、デサント社に協力を得ているため（支所主導）」としている。

白山市支所設置条例施行規則における鶴来支所産業課の事務分掌には、「観光振興に関すること」の規定があり、補助金の申請事務、予算執行事務、イベントの一部準備・運営を行っている。

事務局の体制は、鶴来支所産業課長が事務局長、課長補佐と商工観光係長及び係員が事務を担当している。

また、職員4人が当該団体の事務に従事する年間延べ時間数は、60時間となっている。（あくまでも概算であり、参考である。）

団体から市への補助金等交付申請事務、市から団体への補助金等交付事務、団体の補助金等収入事務、団体の支出事務、補助金等の実績報告事務の事務担当者は、すべて同一の商工観光係の係員で、事務局長である課長の決裁を得た後に、支所長の決裁を得ている。

3 収支状況等について

平成23年度における収支の状況は、次表のとおりである。

（単位：円）

収 入		支 出	
会 費 収 入	1,143,000	事 業 費	1,546,890
補助金等(本市分)	340,000	人 件 費	74,639
委託金(本市分)	0	事 務 費	852,247
補助金等(本市以外分)	1,000,000	そ の 他	12,935
その他(繰越, 雑収入)	4,580	その他()	0
収入合計(A)	2,487,580	支出合計(B)	2,486,711
		収支残額(A-B)	869

ここでの会費収入は、デサントバードマンカップ大会に出場するスカイスポーツ関係者の参加費である。

ここでの補助金等（本市分）は、デサントバードマンカップ獅子吼2011補助金であり、平成23年度の本市補助金額は340,000円となっている。

交付にあたっては白山市補助金交付規則に基づき交付されている。

収入合計に占める本市補助金等の割合は、13.7%となっている。

収支残額は869円であり、次年度へ繰り越されている。

通帳等の管理体制については、預金通帳は商工観光系の係員が、代表者印及び通帳印は課長が保管し、通常は両方とも施錠されているなど、適正に管理していると認められた。

帳簿類については、収入及び支出の帳票を作成しているが、現金出納簿は作成されていない。なお帳票は、商工観光系の係員の机に保管されている。

【監査意見】

- 会則等及び、団体の事務や財産管理・会計処理の基準となる決裁規程や会計規程が、未整備となっている。また団体の財務会計の適否をチェックし、適正な執行を担保するために必要な監査機関に関する規定も無い状態である。早急に整備されたい。
- 団体から市への補助金等交付申請事務、市から団体への補助金等交付事務、団体の補助金等収入事務、団体の支出事務、補助金等の実績報告事務を同じ職員が処理を行っているので、担当者を分けるなど相互牽制が図られる体制となるよう検討されたい。
- 確認体制の確立の上からも、帳票を作成するときに、現金出納簿を作成することを検討されたい。

《主要地方道小松鳥越鶴来線改良促進期成同盟会》

所管課：鳥越支所 産業建設課

1 団体の概要について

主要地方道小松鳥越鶴来線改良促進期成同盟会は、白山市広瀬町地内から、白山市阿手町地内に至る主要地方道小松鳥越鶴来線の早期改良を促進することにより、関係地域の振興発展を図ることを目的として昭和57年4月17日に設立されたものである。

構成員は、白山市広瀬町より阿手町までの間の主要地方道小松鳥越鶴来線の沿線関係の議員、町会長及びその他本会の主旨に賛同する者を以って組織され、人数は25人となっている。

2 事務局について

当該団体は、会則等、監査する機関は規定されており、規約には「事務局を白山市鳥越支所に置く。」「監事は2名を置く。」と規定されている。

市が事務局を行っている理由は「期成同盟団体であるから」としている。

白山市支所設置条例施行規則における鳥越支所産業建設課の事務分掌には、「道路整備に関すること」「道路及び河川の維持管理に関すること」の規定があり、会議開催事務、予算執行事務（国県等への陳情・要望等、関係町会間の連絡調整）の事務を行っている。

事務局の体制は、産業建設課長が事務局長（決裁者）、課長補佐と建設水道係の係長が事務を担当している。

また、職員3人が当該団体の事務に従事する年間延べ時間数は、32時間となっている。（あくまで概算であり、参考である。）

団体から市への補助金等交付申請事務、市から団体への補助金等交付事務、団体の補助金等収入事務、団体の支出事務、補助金等の実績報告事務の事務担当者はすべて同一の課長補佐で、事務局長である課長の決裁を得ている。

3 収支状況等について

平成23年度における収支の状況は、次表のとおりである。

(単位：円)

収 入		支 出	
会 費 収 入	0	事 業 費	31,500
補助金等(本市分)	70,000	人 件 費	0
委託金(本市分)	0	事 務 費	420
補助金等(本市以外分)	0	会 議 費	46,530
その他(繰越金, 利子)	130,606	その他(分担金)	5,000
収入合計(A)	200,606	支出合計(B)	83,450
		収支残額(A-B)	117,156

ここでの補助金等（本市分）は、主要地方道小松鳥越鶴来期成同盟会負担金であり、平成23年度の本市負担金額は70,000円となっている。

収入合計に占める本市補助金等の割合は、34.9%となっている。

収支残額は117,156円であり、次年度へ繰り越されている。

通帳等の管理体制については、預金通帳は課長が、代表者印及び通帳印は会長（市議会議員）が保管し、通常は両方とも施錠されているなど、適正に管理していると認められた。

帳簿類については、収入及び支出の帳票を作成しているが、現金出納簿は作成していない。なお帳票は、課長補佐の机に保管されている。

決算規程、会計規程については、整備されていない。

【監査意見】

- 団体の事務や財産管理・会計処理の基準となる決裁規程や会計規程が未整備となっている。早急に整備されたい。
- 団体から市への補助金等交付申請事務、市から団体への補助金等交付事務、団体の補助金等収入事務、団体の支出事務、補助金等の実績報告事務を同じ職員が処理を行っているので、担当者を分けるなど相互牽制が図られる体制となるよう検討されたい。
- 収支残額（翌年度繰越額）が、補助金等（本市分）を上回っている。補助金額の算定に当たっては、見直しを行い妥当な額とされたい。
- 確認体制の確立からも、帳票を作成するときに、現金出納簿を作成することを検討されたい。

《白山鳥越そばまつり実行委員会》

所管課：鳥越支所 産業建設課

1 団体の概要について

白山鳥越そばまつり実行委員会は、鳥越そばの振興とそば文化の普及啓発のため、「そばまつり月間」としてイベント等を開催し、都市住民との交流を図ることにより、県下の「そばの里」として位置づけするとともに、産業振興と文化の発展に寄与することを目的として平成23年9月12日に設立されたものである。

構成員は、行政関係者・そば関係団体並びにそばの振興に意欲的に取り組む意思のある個人及び団体で組織され、人数は19人となっている。

2 事務局について

当該団体は、会則等・監査する機関は規定されており、規約には「事務を処理するため会長が指定するところに置く。」「監事は2名を置く。」と規定されている。

市が事務局を行っている理由は「市が目的を達成するため、市主導により設立された団体であるから。」としている。

白山市支所設置条例施行規則における鳥越支所産業建設課の事務分掌には、「商業振興に関すること」「観光振興に関すること」の規定があり、会議開催事務（通知発送、資料作成、会議録作成）、予算執行事務（収入・支出）、補助金等に係る事務、イベント開催・運営に関する事務を行っている。

事務局の体制は、鳥越支所産業建設課長が事務局長、農林水産係長及び係員が事務を担当している。

また、職員4人が当該団体の事務に従事する年間延べ時間数は、90時間となっている。（あくまで概算であり、参考である。）

団体から市への補助金等交付申請事務、市から団体への補助金等交付事務、団体の補助金等収入事務、団体の支出事務、補助金等の実績報告事務の事務担当者はすべて同一の農林水産係長で、事務局長である課長の決裁を得た後に、会長の決裁を得ている。

3 収支状況等について

平成23年度における収支の状況は、次表のとおりである。

(単位：円)

収 入		支 出	
会 費 収 入	435,000	総 務 費	332,071
補助金等(本市分)	1,300,000	会場設営費	1,312,340
委託金(本市分)	0	運 営 費	597,200
補助金等(協賛金)	486,520	役 務 費	17,520
その他(繰越, 利子)	67,514	そ の 他	0
収入合計(A)	2,289,034	支出合計(B)	2,259,131
		収支残額(A-B)	29,903

ここでの会費収入は、鳥越そばまつりの実施に伴う事業収入である。

ここでの補助金等（本市分）は、白山鳥越そばまつり補助金であり、平成23年度の本市補助金額は1,300,000円となっている。

交付にあたっては白山市補助金交付規則に基づき交付されている。

収入合計に占める本市補助金等の割合は、56.8%となっている。

収支残額は29,903円であり、次年度へ繰り越されている。

通帳等の管理体制については、預金通帳は課長が、代表者印及び通帳印は会長（白山農業協同組合代表理事）が保管し、通常は両方とも施錠されているなど、適正に管理していると認められた。

帳簿類については、収入及び支出の帳票及び現金出納簿ともに作成しており、農林水産係の係員の書庫に保管されている。

決裁規程・会計規程については、整備されていない。

【監査意見】

- 団体の事務や財産管理・会計処理の基準となる決裁規程や会計規程が未整備となっている。早急に整備されたい。
- 団体から市への補助金等交付申請事務、市から団体への補助金等交付事務、団体の補助金等収入事務、団体の支出事務、補助金等の実績報告事務を同じ職員が処理を行っているので、担当者を分けるなど相互牽制が図られる体制となるよう検討されたい。

《全国ソーラーラジコンカーコンテスト実行委員会》

所管課：尾口支所 産業建設課

1 団体の概要について

全国ソーラーラジコンカーコンテスト実行委員会は、太陽エネルギーの利用を通して地球環境問題や資源エネルギー問題の関心を高めるとともに、地域の明るいイメージの発信のために、全国ソーラーラジコンカーコンテストを実施することを目的として平成17年4月1日に設立されたものである。

構成員は、白山一里野温泉観光協会・石川県・石川県教育委員会・白山市・石川県観光連盟の委員をもって構成され、人数は13人となっている。

2 事務局について

当該団体は、会則等・監査する機関は規定されており、規約には「事務を処理するため、白山市尾口支所産業建設課内に事務局を置く。」「監事は若干名を置く。」と規定されている。

市が事務局を行っている理由は「県及び市の補助金を受入れている団体であるから」としている。

白山市支所設置条例施行規則における尾口支所産業建設課の事務分掌には、「観光振興に関すること」の規定があり、会議開催事務（通知発送、資料作成、委員委嘱）、大会開催事務（大会の後援、協賛依頼）、予算執行事務（収入・支出事務）、補助金の要望・申請及び実績報告事務（県・市）、イベントの準備・受付・後片付けを行っている。

事務局の体制は、尾口支所産業建設課長が事務局長、課長補佐が事務を担当している。

また、職員4人が当該団体の事務に従事する年間延べ時間数は、35時間となっている。（あくまで概算であり、参考である。）

団体から市への補助金等交付申請事務、市から団体への補助金等交付事務、団体の補助金等収入事務、団体の支出事務、補助金等の実績報告事務の事務担当者はすべて同一の課長補佐で、事務局長である課長の決裁を得た後に、会長の決裁を得ている。

3 収支状況等について

平成23年度における収支の状況は、次表のとおりである。

(単位：円)

収 入		支 出	
会 費 収 入	1,796,590	事 業 費	6,449,105
補助金等(本市分)	3,200,000	人 件 費	0
委託金(本市分)	0	事 務 費	70,319
補助金等(本市以外分)	3,200,000	そ の 他	0
その他(前年度繰越金)	118,372	その他(原材料費)	1,683,413
収入合計(A)	8,314,962	支出合計(B)	8,202,837
		収支残額(A-B)	112,125

ここでの会費収入は、全国ソーラーラジコンカーコンテスト大会の実施に伴う事業収入である。

ここでの補助金等（本市分）は、全国ソーラーラジコンカーコンテスト大会補助金であり、平成23年度の本市補助金額は3,200,000円となっている。

交付にあたっては白山市補助金交付規則に基づき交付されている。

収入合計に占める本市補助金等の割合は、38.5%となっている。

収支残額は112,125円であり、次年度へ繰り越されている。

通帳等の管理体制については、預金通帳と切手（葉書含む）と代表者印及び通帳印は課長が保管し、通常は両方とも施錠されているなど、適正に管理していると認められた。

帳簿類については、収入及び支出の帳票を作成しているが、現金出納簿は作成していない。なお帳票は、課長補佐の机に保管している。

決算規程・会計規程については、整備されていない。

【監査意見】

- 団体の事務や財産管理・会計処理の基準となる決裁規程や会計規程が未整備となっている。早急に整備されたい。
- 団体から市への補助金等交付申請事務、市から団体への補助金等交付事務、団体の補助金等収入事務、団体の支出事務、補助金等の実績報告事務を同じ職員が処理を行っているので、担当者を分けるなど相互牽制が図られる体制となるよう検討されたい。
- 確認体制の確立の上からも、帳票を作成するときに、現金出納簿を作成することを検討されたい。

《白山しらみね自然体験村実行委員会》

所管課：白山ろく分室 教育課

1 団体の概要について

白山しらみね自然体験村実行委員会は、事業の実施に関して必要な準備及び運営を行い、子どもたちが自己を知り、相手を認める人間づくりを通して、心の教育を目指すことを目的としており、平成11年4月1日に設立されたものである。

構成員は、会長（白峰支所長）・副会長（白山ろく分室教育課長）・監事（白峰支所市民サービス課長・白峰公民館長）・委員（白峰支所産業建設課長）で組織され、人数は5人となっている。

2 事務局について

当該団体は、会則等、監査する機関は規定されており、会則には「事務局は、白山市教育委員会白山ろく分室内に置く。」「監事は2名を置く。」と規定されている。

市が事務局を行っている理由は「市主導で設立され、市長等が会長に就き事務局を設けている団体。構成員が市職員の団体であるから」としている。

白山市教育委員会事務局組織規則における白山ろく分室教育課の事務分掌には、「青少年教育及び家庭教育に関すること」の規定があり、会議開催事務（通知発送、資料作成、会議録作成）、契約事務、予算執行事務（収入・支出）、施設使用申請事務（かもしか、白山室堂、説明会会場）、保護者説明会、報告書の作成、事業の準備・実施を行っている。

事務局の体制は、白山ろく分室教育課長が事務局長、課長補佐及び教育係の係員が事務を担当している。

また、職員5人が当該団体の事務に従事する年間延べ時間数は、166時間となっている。（あくまで概算であり、参考である。）

団体の補助金等収入事務、団体の支出事務の事務担当者は教育係の係員で、事務局長である課長の決裁を得た後に、会長の決裁を得ている。

3 収支状況等について

平成23年度における収支の状況は、次表のとおりである。

(単位：円)

収 入		支 出	
会 費 収 入	0	事 業 費	494,970
補助金等(本市分)	0	人 件 費	99,400
委託金(本市分)	640,000	事 務 費	7,200
補助金等(本市以外分)	0	そ の 他	0
その他(利息)	29	その他()	0
収入合計(A)	640,029	支出合計(B)	601,570
		収支残額(A-B)	38,459

ここでの委託金（本市分）は、野外教育推進事業の白山市しらみね自然体験村事業委託料で、平成23年度の本市委託金額は640,000円となっており、業務委託料は所管課において設計され、随意契約となっている。

収入合計に占める本市委託金の割合は、99.9%となっている。

収支残額は38,459円であり、市へ返還されている。

通帳等の管理体制については、預金通帳・現金・切手（葉書含む）は教育係の係員が、代表者印及び通帳印は課長が保管し、通常は両方とも施錠されているなど、適正に管理していると認められた。

帳簿類については、収入及び支出の帳票及び現金出納簿ともに作成しており、教育係の係員のキャビネットに保管している。

決算規程・会計規程については、整備されていない。

【監査意見】

○ 収入の委託金は事業委託料である。事業委託とは、本来地方公共団体が直接遂行すべき事業を直営で処理するのではなく、民間企業や住民団体または個人にその事業を委ねることをいう。

事業委託を行うことにより直営に比べて経費の縮小が期待され、高度な技術を持つ専門業者に委ねることにより事務処理が迅速かつ的確に遂行される期待ができるので、会長の変更が必要である。

また監事の一人が職員であるので、合わせて役員の見直しが必要である。

○ 団体の事務や財産管理・会計処理の基準となる決裁規程や会計規程が未整備となっている。早急に整備されたい。